

神戸市看護大学における公的研究費の適正な執行について(指針)

学長 池川 清子

神戸市看護大学における公的研究費の適正な管理と効率的な運用に向けた指針を次のとおり定める。

基本方針

- 1 本学教員の研究は、その内容において適正であるばかりでなく、その研究費の執行に関しても適正なものであることを要請する。
- 2 公的研究費(個人研究費等、文部科学省の競争的資金等)は、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が市民、国民の税金である以上、管理は大学の責任において行う。
- 3 公的資金の管理を委ねられた責任者は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図る。

実施方策

- 1 責任者の設置
 - 1) 公的資金の管理・運営についての最高管理責任者として学長が当たる。
 - 2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について統括する統括管理責任者として、教学担当に副学長、事務担当に事務局長が当たる。
 - 3) 各領域での公的研究費の管理・運営に当たる領域責任者として、各領域から学長が指名したものがあたる。
- 2 公的研究費の執行管理・運営
 - 1) 支出決定については、起案者(発注者)の支出決済を、領域責任者、統括管理責任者(教学担当)が順に審査、決定するものとする。
 - 2) 支払決定については、支出担当者の支払決済を、庶務係長、総務課長、統括管理責任者(事務担当)が順に審査、決定する。
 - 3) 支出、支払の最終決定は、学長が行う。
 - 4) 支出(発注)を行うに当たっては、その支出が公的研究費の使途に逸脱していないか、実際に必要なものであるか等を審査する。特に、出張についてはその計画内容について、非常勤の労務提供者等についてはその事務内容等について、確実に審査すること。また同一の業者に継続して発注されていないか留意すること。
 - 5) 支払を行うに当たっては、公的研究費の使途、必要性、取引確認、納品検査等を確実に審査すること。特に、出張旅費、労務提供に対する謝金については、その事実を確認すること。
 - 6) 公的研究費に関する事務処理手続きの相談窓口は、総務課長とする。

3 関係者の意識向上

- 1) 研究を進めるに当たっての倫理規範(行動規範)を別に定め、本指針と共に、関係者にその周知徹底を図る。
- 2) 競争的資金等に採択された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

4 不正防止計画の策定、実施

1) 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定

*領域ごと及び事務部門で問題となりうる具体的な事項を洗い出す。

*領域ごと及び事務部門で具体的な不正防止計画を策定する。

2) 不正防止計画の実施

*統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を領域ごと及び事務部門でモニタリングし、必要に応じて領域及び事務部門に対して改善を指示する。

*学長は、不正防止計画の進捗管理に努める。

5 不正行為の通報とその対応

不正行為に対する通報の窓口とその取扱、通報に対する調査、認定その他の対応については別に定める。